

平成28年度第1回山口県公認指導者資格C指導員養成講習会開催要項 (A、B、C指導員の資格更新講習会)

1 主催：公益財団法人全日本柔道連盟

2 主管：一般社団法人山口県柔道協会

3 目的

柔道指導者のさらなる資質の向上及び指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。(C指導員位置づけ:選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する)

★C指導員の資格取得・A、B、C指導員の資格更新・準指導員の資格取得のための講習会

4 期日・場所等：詳細は別表のとおり

平成28年5月21日(日)	防府市武道館
5月22日(土)	キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター カルチャールーム

5 受講条件

区分①【C指導員の資格を取得しようとする者】4月1日現在で20歳以上かつ2段以上

区分②【移行措置を受けた平成25年度認定A、B指導員で更新を受けようとする者】※

区分③【準指導員の資格を取得しようとする者】4月1日現在で18歳以上でかつ初段以上※※

区分④【平成27年度に資格更新したA、B、C指導員が次の資格更新のために受講しようとする者】※※※

※ A、B指導員の更新は、今回のC指導員養成講習会の中での「実技指導」(別表の※の科目)を1時間含む4時間以上の受講が必須

※※ 準指導員は、「救急措置Ⅰ」「安全管理・指導Ⅰ」「指導者の倫理Ⅰ」を受講することで認定

※※※ 次回更新(H27年度に更新済みの方がさらに更新すること)のためにはC指導員は6ポイント、A、B指導員は10ポイントが必要。1時間の講習が1ポイントとなる。期限は平成31年度まで。

6 受講料(テキスト代を含む) 当日受付で納入してください。

区分①【C指導員の資格を取得しようとする者】4,000円

区分②【移行措置を受けた平成25年度認定A、B指導員で更新を受けようとする者】3,000円

区分③【準指導員の資格を取得しようとする者】3,000円

区分④【平成27年度に資格更新したA、B、C指導員が次期の資格更新のために受講する場合】2,000円(テキスト持参の場合)

7 申し込み

申し込みは各市等柔道協会に行い、各市等柔道協会は別紙様式にとりまとめ、平成28年5月6日(金)までに、(一社)山口県柔道協会事務局にメールで申し込んでください。

メールアドレス yjk@c-able.ne.jp

8 問合せ先

(一社)山口県柔道協会 事務局 (電話 083-924-9510)

9 その他

筆記用具を持参してください。

弁当等昼食の斡旋は行いませんので各自対応してください。

「実技指導」の受講にあたっては、内容に応じてトレーニングウェア、柔道衣をご用意ください。

別表

期 日		平成28年5月21日(土) 5月22日(日)				
場 所		5月21日(土):防府市武道館 5月22日(日):麒麟ビバレッジ周南総合スポーツセンター				
日 程		時間数	科目No.	科目	内容	講師名
5/21	8:30~ 9:25	1	II -1-(1)	※基本指導 I	(1)基本指導の基礎	赤尾信行
5/21	9:30~10:25	1	II -1-(2)	※基本指導 I	(2)投げ技の基本指導	赤尾信行
5/21	10:30~11:30	1	I -5	マネジメント I	指導組織のマネジメント	山中博滋
5/21	11:35~12:30	1	II -1-(3)	※基本指導 I	(3)固め技の基本指導	砂川利和
5/21	13:30~14:25	1	I -2	安全管理・指導 I (1)	柔道の安全管理・安全指導の基本	近藤優子
5/21	14:30~16:30	2	II -3	※救急処置 I	救急処置法の概要	日本赤十字病院講師
5/22	8:30~ 9:25	1	II -2	※体カトレーニング I	体カトレーニングの基本	安部文夫
5/22	9:30~10:25	1	I -2	安全管理・指導 I (2)	柔道の安全管理・安全指導の基本	近藤優子
5/22	10:30~11:30	1	I -1	柔道論 I	柔道の特性	正司直樹
5/22	11:35~12:30	1	I -4	柔道の科学 I	発育発達段階に応じた柔道指導	田中賢治
5/22	13:30~14:25	1	I -3	指導者の倫理 I	柔道指導者の心構え(暴力行為等の根絶, 礼節の社会的意義)	山本敦士
5/22	15:30~16:25	検定試験				正司直樹 山中博滋 近藤優子

区分

- ①:【C指導員の資格を取得しようとする者】原則、両日の受講と 検定試験等
- ②:【移行措置を受けた平成25年度認定A、B指導員で更新を受けようとする者】
「実技指導」(上記表の※)を1時間含む任意の4時間以上受講
- ③:【準指導員の資格を取得しようとする者】
「救急措置 I」(5/21)「安全管理・指導 I」(5/21・5/22)「指導者の倫理 I」(5/22)を受講
- ④:【平成27年度に資格更新したA、B、C指導員が次の資格更新のために受講しようとする者】C:6ポイント A、B:10ポイント
1時間の講習が1ポイント 平成31年度までの完了が期限。